

議会基本条例策定特別委員会委員長報告

議会基本条例策定特別委員会における調査・検討の経過とその結果について、ご報告いたします。

本特別委員会は、平成28年第1回臨時会において議会基本条例案の作成を目的に、9人の委員で設置されました。現在までに、32回の委員会を開催するとともに、先進地の市議会を視察し、議会基本条例の調査研究を行ってきました。

条例案の作成に当たって、まず本市議会が目指す姿や理念を述べる条例の前文を検討しました。

次に、他の市議会の議会基本条例も参考に、条例に規定する検討項目としてリストアップしていた57の項目を最終的に47項目に絞り込み、条文化して、議会基本条例の素案を作成しました。さらに、条例を理解する上で解説も必要となることから、素案を解説する資料も作成しました。

こうして作り上げた素案について、本年5月に2回の市民説明会を開催し、作成に至った経緯や盛り込んだ内容についてご説明するとともに、参加者の方からご意見をいただきました。また、5月16日から6月2日までの18日間、市民政策コメントを実施し、5名の市民の方からご意見をいただいたところであります。

市民説明会と、市民政策コメントでいただいた貴重なご意見は、本特別委員会で取り扱いを検討し、条例案に取り入れるべき内容は取り入れることとし、条例の素案に修正を加えた上で、鳥取市議会基本条例案を本定例会に提案することとしました。

提案いたします条例案は、二元代表制の一翼を担う議会が、市の最高意思決定機関としての責任を果たすため、本市議会が長年取り組んできた議会改革を礎に、議会及び議員活動の最高規範として、議会や議員に関する基本的な事項を定めており、前文及び9章29条で構成されております。

前文では、執行機関の監視機能などの議会の役割を明らかにした上で、市民福祉の増進と市政の発展に寄与するため、公正性と透明性の確保、市民に開かれた議会運営等を推し進め、市民の負託に全力で応えることを決意しています。

条例案の本則には、「議会及び議員の活動原則」、「議会と行政の関係」、「議会の組織」などを定めています。特に、「市民と議会の関係」については、本市議会が目指す、市民に開かれた議会を実現するための基本となることから時間をかけて議論し、市政及び議会活動への市民参加の促進、市民との意見交換、市民への説明責任などについて定めることとしました。中でも委員会については、これまで傍聴するには、委員長の許可が必要であったものを、開かれた議会を目指す観点から、原則として公開することとしました。

議会基本条例は、議会改革の集大成でもなければ、ゴールでもありません。この条例を鳥取市議会の新たな歩みのスタートとし、議員が一丸となり、条例を生かすことで、真に市民の負託に応える議会となることを目指すものであります。

以上、議会基本条例策定特別委員会の調査・検討終了に当たっての報告といたします。